

税制改正と障害者控除対象者認定制度のお知らせ

平成20年分所得税及び平成21年度分個人住民税(市・県民税)から適用される主な税制改正と障害者控除対象者認定制度についてお知らせします。

【税制改正1】 個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が大幅に拡充されました。

制度の概要

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

	改正前	改正後
控除率	所得控除方式により適用対象寄附金×税率(10%)の軽減効果	税額控除方式により都道府県・市区町村に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね1割を上限として所得税と合わせて全額控除
適用下限額	10万円	5千円
控除対象寄附金 ^{※1} 限度額	総所得金額等 ^{※2} の25%	総所得金額等 ^{※2} の30%

平成20年1月1日以降に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます。なお所得税については寄附を行った年分から控除されます。

※1 都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金との合計額です。

※2 総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合は、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額です。

都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

◆モデルケース

【給与収入700万円で夫婦2人(うち1人は特定扶養)、所得税の限界税率^{※3}が10%、個人住民税の所得割額が293,500円の方がA市に40,000円を寄付した場合】

① 寄附金40,000円のうち、5,000円を引いた35,000円が控除対象となります。

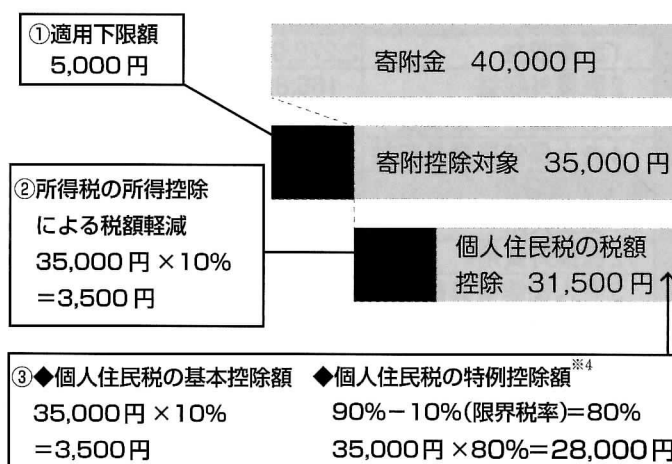
② 所得税の寄附金控除(所得控除)で、35,000円×10%(限界税率^{※3})=3,500円の税額が軽減されます。

③ 個人住民税の寄附金控除(税額控除)で、残りの31,500円の税額が軽減されます。

④ ②と③をあわせて、35,000円の税額が軽減されます。

※3 限界税率とは、この方に適用される所得税の最高税率のことで、年収により5~40%となります。

※4 特例控除額は個人住民税所得割額の1割が限度額となります。



手続きなど

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年の確定申告期間内に最寄りの税務署または住所地の市区町村役場で、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付して、所得税の確定申告を行っていただく必要があります。なお、所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村役場で住民税の申告を行っていただく必要があります。この場合、所得税の控除は受けられません。